

京都東健康友の会会則

(名称)

第1条 本会は京都東健康友の会と称します。

(事務所)

第2条

本会の事務所を京都市左京区田中飛鳥井町89番地 信和会本部事務局内に置きます。

(目的)

第3条

この会は、会員と地域の人々の健康を守るための活動を、山科・東山・左京区内の信和会の事業所や地域の諸団体と共にすすめます。また、会員相互の親睦と交流をはかり、安心して住み続けられるまちづくりをめざします。

(事業)

第4条

この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行います。

- ①健康診断をはじめとする保健予防・健康増進の取り組みをすすめます。
- ②社会保障充実をすすめる活動を行います。
- ③安心して住みよいまちづくりのための活動を行います。
- ④反核・平和、民主主義を守る活動を行います。
- ⑤共同の営みとして医療・介護・福祉を発展させるために、信和会の事業所の事業活動に参加します。
- ⑥信和会がすすめる基金増資運動に取り組みます。
- ⑦会員相互の親睦と交流をはかるための活動をします。
- ⑧その他、会の目的を達成するために必要な活動を行います。

(会員)

第5条

- ①この会の主旨に賛同し、申込まれた個人をもって会員とします。
- ②2024年3月31日現在で京都左京健康友の会・洛北健康友の会・山科健康友の会・東山健康友の会の会員であったものは会員とする。
- ③本人の申し出により会を脱退することができます。
- ④会費は無料とします。
- ⑤会員は信和会基金・協力金に参加する権利を有します。入会時に基金1口以上申し込にご協力をいただきます。

(機関)

第6条

1) 総会

- ① 総会は役員と代議員をもって構成し、年1回開催します。役員は代議員を兼ねることはできません。役員会が必要と認めたときは臨時総会を開くことができます。
- ② 総会は代議員の過半数の出席で成立します。
- ③ 総会の議決は出席代議員の過半数とします。
- ④ 総会は活動報告、会計報告を承認し、活動計画、予算を決定し、役員を選出します。
- ⑤ ブロックから選出する総会代議員数は以下のとおり、二つの基準に沿って選出します。(個人会員数)
 - イ) 各ブロック5名の選出をする
 - ロ) 会員1000名につき1名を選出する。端数は切り上げる例
左京健康友の会 13名 洛北健康友の会7名 山科健康友の会 7名
東山健康友の会 7名
- ⑥ 総会代議員の選出はブロック役員会が行います。

2) 役員会

- ① 役員会は役員をもって構成し、総会から総会までの会務を執行します。
- ② 役員会は2ヵ月に1回以上会長が招集して開きます。
- ③ 事業所代表もオブザーバー参加できます。

(役員)

第7条

- ① 総会で選出する役員は次の通りとします。
会長1名 副会長若干名 事務局長1名 事務局次長若干名
会計監査2名
役員若干名
- ② 任期は次の通りとします。
任期は総会から総会までの1年間とし、再選を拒みません。

(ブロック)

第8条

- ① 地域活動を円滑にすすめるため一定の地域にブロックを置き、ブロック役員体制をもって活動します。
- ② 次の4つのブロックと位置付けます。
 - ・左京ブロック (日常的には左京健康友の会と称し活動します)
 - ・洛北ブロック (日常的には洛北健康友の会と称し活動します)
 - ・東山ブロック (日常的には東山健康友の会と称し活動します)
 - ・山科ブロック (日常的には山科健康友の会と称し活動します)
- ③ ブロック役員会は総会から総会までの会務を執行します。各ブロックの総会はブ

ブロック役員会が開催方法を具体化し、総会で選ばれた役員でブロック役員会を構成します。

④ ブロック役員は必要に応じて配置することができます。

⑤ ブロックの下に専門委員会とサークルを置きます。

- ・この会の活動を豊かに発展させるために、ブロック役員会のもとに専門委員会を設けます。専門委員会は、担当ブロック役員および委嘱された会員によって構成します。

- ・ブロック役員会の承認を得てサークル（同好会）を設けることができます。

- ・ブロックを跨るサークルの結成は京都東健康友の会役員会が協議し決済をします。

⑥ ブロック財政は事業活動と保健予防活動協賛金でまかないます。

⑦ ブロック会計年度は4月1日～3月31日とします。

（支部及び班）

第9条

① 日常的な活動を強めるために、ブロックの下に小学校区など一定の地域に支部をつくることができます。支部は一定数の運営委員や世話人によって運営します。支部には支部長を置き、必要に応じて副支部長、財政担当者を置くことができます。

② 地域での活動を豊かにするため、支部の下に、同じ支部の3人以上の会員で班をつくることができます。年2回以上の班会（催し）を開きます。

（会計）

第10条

① 事業活動 保健予防活動協賛金でまかないます。

② 会計年度は4月1日～3月31日とします。

（規約の改廃）

第11条

この会則の改廃は、京都東健康友の会役員会で行い、総会で承認を求めます。

この会則は2024年4月13日設立総会にて採択